

# 「勤い(かたい)草となるため」の勉強会 (経営に役立つ研修会)

## 第1回 正社員と契約社員の待遇・給料は同一でないはずなの？

～正社員と契約社員の処遇の違いなど労働契約法20条をめぐる最近の裁判例を題材にして～

「同一賃金・同一労働」の是非がニュースで声高に言われています。その一方、正社員と契約社員などの処遇について、合理性のない不均等扱いをしてはいけないという労働契約法20条をめぐる裁判所の判決が相次いで出されています。

今回は、そうした法律の決まりや最近の裁判例を「わかりやすく」それでも「掘り下げて」皆様とご一緒に考えていき、今後の社業にお役立ていただければと考えています。

この勉強会は通常のセミナーとは異なり、ご参加の皆様と講師役で話し合いをしながら進めていく形式になります。

### 【このセミナーの狙い】

- 最近話題となっている労務管理上のテーマをキャッチアップする。
- 従業員間の処遇の違いに関するトラブルの防止策を考えられる。

実施日時 平成29年8月1日(火) 午後6時半から8時

場 所 ロイヤルタワー2階会議室(広島市南区稲荷町1番1号)

参加費用 500円



講 師 役 西丸 洋平  
(勁草法律事務所 代表弁護士)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので、お車でお越しの場合はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。

※勉強会終了後近くの飲食店にて懇親会を行う予定です。

準備の都合上7月25日(火)までに  
出欠のご回答をファクス下さい。

FAX 返送先 **082-569-7526**

※FAX 番号をお間違えのないようによろしくお願いいたします。

8月1日(火)第1回 勁い草となるための勉強会  
ご出欠回答書

- 勉強会に **ご出席** **ご都合により欠席**
- 懇親会に **ご出席** **ご都合により欠席**

貴社名	
お名前	



■ 実施日時  
平成29年8月1日(火)  
午後6時半から8時

■ 場 所  
ロイヤルタワー2階会議室  
(広島市南区稲荷町1番1号)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので、お車でお越しの場合はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。